

議案第29号

デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について

デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和3年6月10日提出

逗子市長 桐ヶ谷 寛

デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(逗子市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 逗子市個人情報保護条例(平成3年逗子市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「番号法第19条第7号」を「番号法第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

(逗子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 逗子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年逗子市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「法第19条第10号」を「法第19条第11号」に改める。

(逗子市手数料条例の一部改正)

第3条 逗子市手数料条例(平成12年逗子市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条の規定に基づく個人番号カードの紛失、汚損、毀損等による再交付の項を削る。

## 附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

### (提案理由)

デジタル庁設置法（令和3年法律第36号）及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の公布に伴い、関係条例を整理する必要があるため提案する。